

マスク着用 個人判断

来月13日から

政府新指針

マスク着用の実態調査

「着用する、しないは個人の判断」

- 学校教育活動では基本的に着用を求める

- 事業者が、利用者や従業員に着用を求めるなどを許容

- 混雑が状況的の場面

混雑した電車やバスに乗る※

[全員の着席が可能な新幹線や
高速バスは除く]

医療機関や高齢者施設を訪問※

[高齢者などの重症化リスクが高い人が、混雑した場所に行く

感染者や同居者が感染している人は外出を控える。やむを得ず外出する場合は着用

政府は10日、新型コロナウイルス対策のマスク着用を、個人の判断に委ねる新たな指針をまとめた。医療機関や混雑した電車といつた着用が推奨される場面を示す一方で、学校では着用を求めない」とを基本とした。四月一日からとした学校を除き、三月三日から適用される。新型コロナの流行が始まつて四年目に入り、五月八日には感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の五類に

移行。日常生活に浸透してきた基本的な感染対策が大幅に緩和される。加藤勝信厚生労働相は取材に「本人の意思に反して、着脱を強いることがない」と述べた。また感染が拡大した場合は、「一時的にマスク着用を呼びかける」ともあり得るとした。

新指針では、学校教育活動では四月一日以降、基本的にマスク着用を求める。二月十三日以後、周囲

学校 4月から不要

文部科学省は10日、マスク着用の政府新指針に伴い、四月からは学校教育活動ではマスクの着用を求めないと決めた。合唱や体育の授業、部活動でも原則マスクなしとする。二〇二二年度中は現在の衛生管理マニュアルに応じた感染対策を求める。四月以降の注意事項などは今後、教育委員会や学校現場に周知す

る。小中高校や大学などの卒業式は二二年度中でも、利用者や従業員に着用を求める」とは許容した。感染者や同居者が感染している人は外出を控え、やむを得ず外出する場合は着用を求める。保護者や来賓は着用するが、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すれば参加人数の制限は不要とした。

文科省は10日、卒業式での扱いについて都道府県教育委員会などに通知した。入退場、式辞や送辞、卒業証書の授与といった場面はマスクを外して差し支えないと明記。校歌・国歌の斉唱、複数の児童生徒によるメッセージの呼びかけの際は着用する。

四月からの対応では、換気などの必要な対策を講じることや、マスク着用を希望する児童生徒への適切な配慮を求める。

永岡桂子文科相は10日の記者会見で「子どもたちが田舎な「ミユニケーション」をしながら、充実した学校生活を送れるように取り組んでいく」と強調した。